

■ 株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月
議 決 権 の 基 準 日	毎年3月31日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
特 別 口 座 の 口 座 管 理 機 関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先)

公 告 方 法

電話 0120-232-711 (通話料無料)

電 子 公 告

当社は公告を下記ホームページに掲載しております。

<https://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html>
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、三菱UFJ信託銀行にある「特別口座」で管理されております。
制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。

ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない



◆ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、三菱UFJ信託銀行証券代行部
[0120-232-711](tel:0120-232-711) までお問い合わせください。

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00)

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。
すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設いただく必要はありません。

三菱UFJ信託銀行に振替用の請求用紙
「口座振替申請書」を請求する。

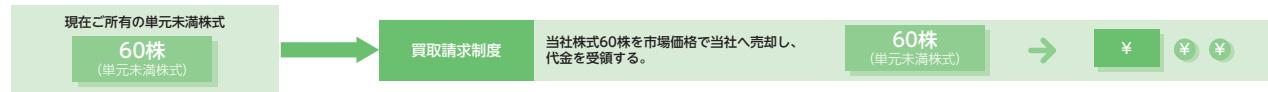
請求用紙に必要事項を記入・押印して
三菱UFJ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。
証券会社の口座に株式が振替わります。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式（1～99株）については、市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

● 買取制度の例（60株ご所有の場合）



当社ホームページ

..... <https://www.fdk.co.jp/>

当社IR情報

..... <https://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html>

